

## 町田市技能・労務系業務のあり方方針の策定について

ごみ収集、給食調理及び用務作業等の技能・労務系業務の今後の執行体制について、「町田市技能・労務系業務のあり方方針(以下、「あり方方針」という。)」を策定しましたので報告いたします。

### 1 経緯

#### (1) 技能労務職員の削減

総務省から「地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないか」との指摘があるため、各地方公共団体において、技能労務職員等の給与等について、総合的な点検を実施し、適切に対処するようとの通知(2007年7月6日付「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」)がありました。

町田市では、この通知を受けて、2008年3月に「町田市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針(以下、「取り組み方針」という。)」を策定し、技能・労務系業務の民間委託化や会計年度任用職員化を進めることで、技能労務職員数の削減を実施してきました。

【参考】2000年度：778人 → 2023年度：176人 (▲602人)

#### (2) 懸念される問題

技能労務職員数の削減については、最終的な到達点が定まっていなかったため、技能・労務系業務の民間委託化や会計年度任用職員化を進めることで、技能労務職員数は更に減少していきます。これにより、技能・労務系業務を実施するために必要な人数を下回り、将来に向けて3つの問題が生じることが懸念され始めました。

##### ① 業務のスキルやノウハウの喪失

次世代を担う職員がいないため、技能・労務系業務のスキルやノウハウの継承ができなくなっており、基礎自治体にとって最も大切な現場感覚が失われてしまう可能性があります。

##### ② 災害時対応能力の低下

日ごろから市民生活に直結する技能・労務系業務に従事せず、現場感覚が失われることで、災害が発生した時に災害ごみや道路復旧等の対応能力が低下してしまう心配が高まっています。

##### ③ サービスの質とコストの不均衡

技能・労務系業務のスキルやノウハウに基づいて、適切に委託事業者を管理・監督することが困難になります。また、すべてを委託化することによって、市の責務としてやらなければならない業務を、受託業者の協力なしにはできなくなり、かえって直営で行っていた時代よりも、全体のコストが上がってしまうことが懸念されます。

## 2 あり方方針の策定

2008年3月の「取り組み方針」の策定以降、技能・労務系業務を担当する各部署で将来の業務のあり方について検討が続けられてきました。

こうした各部署での検討が一定程度積み上げられたことや、技能労務職員数の減少による問題が懸念され始めたことから、2022年度に技能・労務系業務の実施体制の見直しに向けて、全庁的な方針を検討することとしました。

検討の結果、技能・労務系業務の執行体制の全庁統一的なあり方方針を策定しました。

### 【町田市技能・労務系業務のあり方方針】

ア 技能・労務系業務を「管理業務」と「労務作業」に区分する。

管理業務例：委託事業者の監督、会計年度任用職員の指揮監督、業務の進捗管理、企画・業務改善、予算・契約等の内部管理事務

イ 「管理業務」は一般事務職が、「労務作業」は委託事業者が行う。

ウ ただし、次に該当する場合は、「労務作業」を直営にて実施することができる。

この場合において、「労務作業」は会計年度任用職員が行う。

・資機材なども含めたフルコストで比較して、直営で実施する方が低コストで「労務作業」を実施することができる場合

・「災害等の緊急事態対応の機動性の確保」や「委託事業者の事故等に対するリスクヘッジ」、「業務のスキルやノウハウの保持」を目的として、「労務作業」の一部を直営で実施する必要がある場合

エ 技能・労務系業務の「管理業務」を担う一般事務職として、新たに「一般事務（〇〇管理）」を設ける。

例：一般事務（技能管理）、一般事務（給食管理）等

オ 一般事務（〇〇管理）は、「管理業務」の実施に向け必要な知識や経験を培うため、また、業務の円滑な実施のため、必要に応じて「労務作業」を行うことができる。

## 3 あり方方針に基づく今後の執行体制の検討

ごみ収集、給食調理及び用務作業等の個々の技能・労務系業務について、あり方方針に基づき、必要な執行体制を検討します。